

1 減免の対象となる障がいの範囲

	障害の区分	身体障害者手帳						戦傷病者手帳																
		級 別						項 症						款 症										
手帳の種類	身体障害者手帳	視覚障害(※1)	1	2	3	4 ¹			特別	1	2	3	4											
		聴覚障害		2	3				特別	1	2	3	4											
		平衡機能障害			3				特別	1	2	3	4											
		音声機能障害(※2)			3				特別	1	2													
		上肢不自由	1	2					特別	1	2	3												
		下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3						
		体幹不自由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3						
		戦傷病者手帳	乳児期以前の非進行性	上肢	1	2																		
			脳病変による運動機能障害	移動	1	2	3	4	5	6														
		傷病者手帳	心臓機能障害	1		3				特別	1	2	3											
			腎臓機能障害	1		3				特別	1	2	3											
			呼吸器機能障害	1		3				特別	1	2	3											
			ぼうこう又は直腸機能障害	1		3				特別	1	2	3											
			小腸機能障害	1		3				特別	1	2	3											
			免疫機能障害	1	2	3																		
			肝臓機能障害	1	2	3																		
	療育手帳(※3)	障害の程度A																						
	精神障害者保健福祉手帳(※3)	障害等級1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されていること(※4)																						

[注意事項]

- ・網掛け部分■は、障がい者本人の運転に限り減免できます。
- ・重複障害の場合は、障害の区分ごとに判定します。
- ※1 視覚障害4¹は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの。ただし、平成30年7月1日以降に交付された身体障害者手帳については、視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの。
- ※2 音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限りです。
- ※3 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合は、障がい者本人の運転での減免はできません。
- ※4 精神通院医療を受けられている事が原則ですが、慢性疾患による通院や障がい者施設への通所(月4回以上かつ通所回数の8割以上)でご家族の運転による送迎が必要な場合には、東部県税局自動車税庁舎までお問い合わせ下さい。